イ アセットマネジメントの推進 勧告 図表番号 【制度の概要等】 厚生労働省は、「水道ビジョン」(平成 16 年 6 月厚生労働省健康局)を策定 表(3)-イ-① し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現するための具体 的な施策、行程等を包括的に明示している。その中で、我が国の水道が求めら れている諸課題に適切に対処していくためには、水道事業者等による積極的か つ計画的な取組が必要であり、各水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を 総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくこと が必須であるとして、水道事業者等に対し、「地域水道ビジョン」の作成を推 奨している。 また、平成20年7月の水道ビジョンの改訂では、新たな事項として、アセ ットマネジメント手法も導入しつつ、中長期的な視点に立った計画的かつ効率 的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、更新積立金等の資金確保方策を 進めることとされている。 厚生労働省は、水道事業者等におけるアセットマネジメント(資産管理)の | 表(3)-イ-② 実践により、中長期の更新需要・財政収支見通しに基づく計画的な施設更新・ 資金確保に関する取組を促進するため、「水道事業におけるアセットマネジメ ント(資産管理)に関する手引き~中長期的な視点に立った水道施設の更新と 資金確保~」(平成 21 年 7 月厚生労働省健康局水道課。以下「アセットマネジ メントの手引き」という。)を作成し、水道事業者等に対し通知している。 アセットマネジメントの手引きでは、アセットマネジメント(資産管理)の 構成要素は、 ① 「必要情報の整備」(アセットマネジメントを実践する際に必要となる各 種情報の収集、蓄積、整理及びデータベース化の実施)、 「ミクロマネジメントの実施」(水道施設の状態を確認する「運転管理・ 点検調査」及び水道施設の健全性を診断し評価する「診断と評価」の実施)、 「マクロマネジメントの実施」(ミクロマネジメントの実施で得られた情 報に基づいて、水道施設全体の視点から各施設の優先順位を考慮した上で、 中長期的な視点から「更新需要見通し」及び「財政収支見通し」の検討)、 ④ 「更新需要・財政収支見通しの活用」(マクロマネジメントの実施で得ら れた更新需要見通し及び財政収支見通しの検討成果を、地域水道ビジョン等 の計画作成、運営基盤強化の検討及び水道利用者等への情報提供に活用) とされ、各構成要素が有機的に連結した仕組みを構築していくことが必要とさ れている。 (7) 必要情報の整備 【制度の概要等】

アセットマネジメントの手引きにおいて、アセットマネジメントの実践に当 たっては、必要情報の収集・整理及び収集・整理した情報のデータベース化が 必要とされている。

a 必要情報の収集・整理

アセットマネジメントの手引きにおいて、必要情報の収集・整理について 表(3)-イ-③ は、①日常の管理業務等を通じて必要なデータを収集し、利用しやすい方法 で整理しておく必要があり、②収集したデータを最新の情報に随時更新する とともに、情報の正確性・信頼性の向上のための改善策を実施することが重要であるとされており、多種多様な情報を適切に管理することは、アセットマネジメントのレベルアップだけではなく、業務の効率性、正確性の向上や技術(ノウハウ)の継承にも効果があるとされている。

また、収集・整理すべき情報として、固定資産台帳(注1)、事業認可申請 書、水道台帳(注2)等に記載されている水道施設の名称、建設(竣工)年度、 規模・構造、過去の補修等の履歴等の情報、点検調査の結果の情報、設計図 書、管路図面、過去の事故履歴等の情報などが示されている。

表(3)-イ-④

- (注1) 固定資産台帳は、地方公営企業法第10条、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第1条及び「地方公営企業の会計規程の準則について」(昭和41年8月20日付け自治企一第3号自治省財政局公営企業第一課長通知)に基づき整備される会計帳簿の一つであり、資産の名称、構造、取得年月日、帳簿原価等が記載されるものである。
- (注2) 水道台帳は、水道法第7条第1項に基づく水道事業の認可の申請及び同法第10条第3項に基づく事業の変更の届出の際の提出書類であり、「水道法の施行について」(昭和49年7月26日付け環水第81号厚生省環境衛生局水道環境部長通達)及び「改正水道法の施行について」(平成14年3月27日付け健水発第27004号厚生労働省健康局水道課長通知)で示された様式に基づき、事業の概要等が記載されるものである。

b データベース化

アセットマネジメントの手引きにおいて、日常の管理業務等を通じて収集・整理した必要情報をデータベース化することについては、データの統一性、信頼性、セキュリティ面でのレベルアップが可能となるだけでなく、膨大なデータからの素早い検索や、二次加工したデータ情報の再利用が可能で、アセットマネジメントの実践において強力なツールとなるとされている。

また、必要情報をデータベース化することにより、ミクロマネジメント、マクロマネジメント、あるいは利用者等への情報提供の場面における必要情報の利用の効率化・高度化を図ることが可能となり、アセットマネジメントのレベルアップが可能となるとされている。

なお、水道事業者において導入されているデータベースシステムには、水 道施設についての情報を一元化した設備管理システムや、管路に関する地図 情報と属性情報を一元的に管理するマッピングシステムなどがある。

【現状及び問題点等】

水道事業者における必要情報の収集・整理及びデータベース化の状況を調査

表(3)-イ-⑤

した結果、次のような状況がみられた。

- ① 調査した18市(注)において、固定資産台帳は整備されているが、固定資産台帳に記載漏れがあるなど不備があるものが3市(16.7%)みられた。
 - (注)調査した19市のうち、東日本大震災で被災したため調査を中断した1市を除いた。次の③において同じ。
- ② 調査した 19 市のうち 9 市において、設置年度不明の管路がみられ、その うち 1 市では当該管路の延長も把握していない。設置年度不明の管路の延長 は、把握できた 8 市において計 324 km (調査した 19 市における管路総延長の 1.9%) となっている。

設置年度の不明な管路を有する市の中には、i)終戦直後に整備した管路や過去に廃止した管路に係る資料が整理されていないものがあるため、管路の総延長を正確に把握していないもの、ii)合併前の旧市町村において、固定資産台帳に取得年月日等の記載がないものや設計書類等が保存されていないものがあるため、設置年度の不明な管路の延長が管路の総延長の約3割となっているものがみられた。

③ 調査した 18 市におけるマッピングシステムの整備状況をみると、i)整備しているものが 12 市 (66.7%)、ii)構築中のものが 3 市 (16.7%)、ii)整備していないものが 3 市 (16.7%) みられた。

また、点検結果等のデータベースの整備状況をみると、i)整備している ものが 6 市 (33.3%)、ii)構築中のものが 2 市 (11.1%)、iii)整備していな いものが 10 市 (55.6%) みられた。

表1 データベース化の実施状況

(単位:市、%)

| 区分 | | マ | 計 | | |
|--------|-----|------------|-----------|-----------|------------|
| | | 整備 | 構築中 | 未整備 | pl |
| 点検結果等 | 整備 | 5 (27. 8) | 1(5.6) | 0(0) | 6 (33. 3) |
| のデータベ | 構築中 | 1(5.6) | 1(5.6) | 0(0) | 2(11.1) |
| ース 未整備 | | 6 (33. 3) | 1(5.6) | 3 (16. 7) | 10 (55. 6) |
| 計 | | 12 (66. 7) | 3 (16. 7) | 3 (16. 7) | 18 (100) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 ()内は、構成比である。

点検結果等のデータベースを整備していない市は、その理由について、i) 点検時に確認した不具合等はその都度修繕を行っており、点検データはその 後の維持管理に活用しておらず、データベース化の必要性を感じていないた め、ii)予算や人員が不足しているためなどとしている。

一方、点検結果等のデータベースを整備している市の中には、その効果として、i)維持管理やアセットマネジメントの実施に当たってデータの活用が容易となったこと、ii)紙台帳の更新を委託した場合に比べて経費削減効果がみられたことを挙げるものがみられた。

表(3)-イ-(7)

表(3)-イー⑥

(イ) ミクロマネジメントの実施

【制度の概要等】

アセットマネジメントの手引きにおいて、水道施設の維持管理は、「ミクロマネジメントの実施」に位置付けられ、その内容として、水道施設の状態を確認する「水道施設の運転管理・点検調査」及び水道施設の健全性を診断し評価する「水道施設の診断と評価」を行うこととされている。

表(3)-イ-⑧ 表(3)-イ-⑨

厚生労働省は、水道事業者等に対し、水道施設の維持管理の実施に当たって、アセットマネジメントの手引きのほか、「水道施設機能診断の手引き」(平成17年厚生労働省)、「水道維持管理指針(2006年版)」(平成18年7月社団法人日本水道協会。以下「水道維持管理指針」という。)、「水道施設更新指針」(平成17年5月社団法人日本水道協会)、「水道事業ガイドライン」(平成17年10月社団法人日本水道協会)等を周知している。

なお、厚生労働省は、「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」(平成18年11月9日付け健水発第1109001号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、水道事業者等に対し、水道施設の基幹施設(導水管きょ、送水管、配水本管等)について定期的に点検を実施するなど、適正な施設管理に努めること(注)等を要請している。

(注) 同通知において、内部点検のできない小規模施設(管路等)については、定期的な管路巡視や漏水調査、機能診断、老朽管更新などにより事故防止に努めるとされている。

a 点検調査の実施

アセットマネジメントの手引きにおいて、水道施設の点検調査の対象施設は、施設の重要度や供用後の経過年数を勘案して、優先すべき施設を定め、施設の状態に応じて頻度、項目を定めて点検調査を実施することとされている。

表(3)-イ-⑧

また、管路については、水道維持管理指針において、事故の予防と異常箇所を早期発見するために、重要度や危険箇所等を勘案した巡視・点検の頻度を定め、定期的に点検し、異常がある場合は、音聴調査や掘削によって原因を調査することとされている。

b 機能診断等の実施

厚生労働省では、水道ビジョンにおいて、達成すべき代表的な施策目標として、「中長期的な視点に立って、技術基盤に基づき水道施設の健全度等に係る診断・評価を行い適切な更新計画を立案・推進し、直ちに更新が必要な老朽化施設をゼロとする」としている。

表(3)-イ-⑨

アセットマネジメントの手引きにおいて、水道施設の診断・評価については、水道施設の更新時期を判断するための情報収集として機能診断等を実施することとされており、その結果に基づき、対応策を必要としない健全な状態から、直ちに更新を必要とする状態までをランク分けし、健全度評価等を行うこととされている。

また、水道施設機能診断の手引きにおいて、機能診断は、施設全体の機能の健全性を評価するもので、普段の点検とは別に定期的に実施することが望ましいとされている。

【現状及び問題点等】

a 点検調査の実施

水道事業者における点検調査の実施状況を調査した結果、次のような状況 がみられた。

① 調査した 19 市における平成 18 年度から 22 年度 (11 月末現在) までの間の管路の点検調査の実施状況をみると、i)管路の巡視や漏水調査等を実施しているものが 15 市(78.9%)、ii) 実施していないものが 4 市 (21.1%) みられた。

また、実施していない4市のうち1市では、法定耐用年数(40年)を経過した管路の延長の割合が約4割となっていた。

管路の点検調査を実施していない市は、その理由について、i)漏水が少ないため、ii) 老朽管の布設替えで対応しているため、iii) 管路点検の必要性を感じていないため、iv) 予算及び人員が不足しているためなどとしている。

なお、管路の点検調査を実施している市の中には、i)水管橋(注)の 点検調査のみを実施しているもの、ii)点検調査の頻度を定めていないも のなどがみられた。

- (注)「水管橋」とは、水路橋の一つで、水道用などの管路を通すために架けられた橋をい う。
- ② 調査した 19 市における管路以外の水道施設(浄水施設等)の点検調査の実施状況をみると、水道維持管理指針等に基づき、施設・設備について、 汚損、異臭、漏水等の有無を確認する巡視点検、機械・電気設備について 計測や目視による定期的な点検等が実施されている。

b 機能診断等の実施

水道事業者における機能診断等の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 調査した 19 市における機能診断等の実施状況をみると、管路の機能診断等については、i) 実施しているものが 10 市 (52.6%)、ii) 実施していないものが 9 市 (47.4%) となっており、管路以外の水道施設の機能診断等については、i) 実施しているものが 15 市 (78.9%)、ii) 実施していないものが 4 市 (21.1%) となっている。

また、管路の機能診断等を実施していない9市のうち2市では、法定耐用年数(40年)を経過した管路の延長の割合が約3割となっていた。

管路の機能診断等を実施していない、又は管路以外の水道施設の機能診

断等を実施していない市は、その理由について、i)実施の必要性は感じ ているが、実施に必要な体制が確保できないため、ii)管路の設置年度が 不明なものが多くみられ、必要な情報が不足しているためとしているほ か、iii) 管路は、必ずしも供用年数に比例して、機能が低下するものでは ないことから、どの管路から、機能診断等を実施したらよいか分からない ため、iv) 比較的新しい管路が多く漏水率が低いため、v) 点検調査を実 施していることから、機能診断等の必要性を感じないためなどとしてお り、アセットマネジメントにおける機能診断等の必要性等が十分に理解さ れていないと考えられる状況もみられた。

表 2 機能診断等の実施状況

(単位:市、%)

| 区分 | 調査対象 | 実施 | 未実施 |
|-----------|----------|------------|-----------|
| 管路 | 19 (100) | 10 (52. 6) | 9 (47. 4) |
| 管路以外の水道施設 | 19 (100) | 15 (78. 9) | 4(21.1) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 ()内は、構成比である。

機能診断等を実施している市の中には、i)厚生労働省が実施した「水 表(3)-イー⑩ 道事業におけるアセットマネジメント (資産管理) の取組状況に関する調 査について (依頼) | (平成 21 年 8 月 11 日付け健水発 0811 厚生労働省健 康局水道課長通知。以下「アセットマネジメント取組状況調査」という。) に対する報告のために機能診断等を実施しているものがみられ、さらに、 その結果を更新計画の立案等実際の業務に活用しておらず、今後は、機能 診断等を実施する予定はないとしているもの、ii)水管橋の機能診断等は 実施しているが、その他の管路については実施していないものがみられ た。

③ 調査した市の中には、機能診断等を実施しないことにより、更新計画等 が策定できず、将来の投資費用の算出が困難となりアセットマネジメント が進捗しないなど支障があるとしているものもみられた。

(ウ) マクロマネジメントの実施

【制度の概要等】

アセットマネジメントの手引きでは、「マクロマネジメントの実施」として、 ミクロマネジメントの実施で得られた情報に基づいて、水道施設全体の視点か ら各施設の優先順位を考慮した上で、中長期的な視点から「更新需要見通し」 及び「財政収支見通し」について検討するとされている。

また、アセットマネジメントの導入においては、データの制約、診断や評価 の実施体制等が課題となることが多いが、基礎データの不足等を理由にして、 中長期の更新需要・財政収支に関する見通しを持たずに短期的な計画を策定 し、更新事業の実施や料金等の改定を行うことは、施設・財政両面におけるリ スクを先送りしながら事業を行うこととなり、将来の潜在的なリスクが増大 し、安定的な事業運営・経営に支障を来すおそれがあるとされている。

表(3)-イ-(1)

このため、マクロマネジメントの実施に当たっては、①現状の基礎データ等 の整備状況や実施体制といった資産管理水準を自己評価し、検討手法を選定す | 表(3)-イ-⑫ る、②資産管理水準を向上させるための課題を抽出し、改善方策を定め、継続 的な資産管理水準の向上を図るとされている。

なお、更新需要見通し及び財政収支見通しの検討においては、①検討期間は 少なくとも30年から40年先とする、②更新時期は、状態監視保全(点検調査 や診断結果に基づいて施設個別に更新時期を設定する方法)の考え方により、 できるだけ診断と評価の結果を踏まえて設定する等とされている。

表3 更新需要見通し及び財政収支見通しの各検討手法

| 区分 | 検討手法のタイプ | 概要 |
|----------------------|------------|--|
| 更新需要 見通しの 検討手法 | タイプ1(簡略型) | 固定資産台帳等がない場合の検討手法 |
| | タイプ2(簡略型) | 固定資産台帳等はあるが更新工事との整合が取れ ない場合の検討手法 |
| | タイプ3 (標準型) | 更新工事と整合した資産のデータがある場合の検 討手法 |
| | タイプ4(詳細型) | 将来の水需要等の推移を踏まえ再構築や施設規模 の適正化を考慮した場合の検討手法 |
| 出水四十 | タイプA(簡略型) | 事業費の大きさで判断する検討手法 |
| 財政収支 見通しの 検討手法 | タイプB(簡略型) | 資金収支、資金残高により判断する検討手法 |
| | タイプC(標準型) | 簡易な財政シミュレーションを行う検討手法 |
| | タイプD(詳細型) | 更新需要以外の変動要素を考慮した検討手法 |

(注) アセットマネジメントの手引きに基づき当省が作成した。

【現状及び問題点等】

水道事業者におけるマクロマネジメントの実施状況を調査した結果、次のよ うな状況がみられた。

① 調査した19市において、i)マクロマネジメントを実施しているもの(実 施中のものを含む。) が 14 市 (73.7%)、ii) 実施していないもの (実施途 上で頓挫したものを含む。)が5市(26.3%)みられた。

マクロマネジメントを実施していない市は、その理由について、i)予定 されている受水単価や基幹浄水場の改築規模等の決定後でなければ、財政計 画等を立てられないため、ii) 実施する体制・能力が不足しているためなど としている。

また、これらの市の中には、アセットマネジメントの手引きは、数百ペー | 表(3)-イー[3] ジに及ぶ膨大なものであり、日常業務に追われている上に職員数が少ないた め内容を理解するのは容易でないことなどから、マクロマネジメントに着手 したものの、その途上で頓挫した例がみられた。

なお、厚生労働省が平成21年度に実施したアセットマネジメント取組状 | 表(3)-イー⑭ 況調査の結果によると、調査対象とした厚生労働大臣認可の 510 事業(水道 用水供給事業81事業、上水道事業429事業)のうち回答があったものは436 事業であり、このうち、マクロマネジメントを実施(更新需要見通し及び財 政収支見通しの両方を実施)しているものは321事業(73.6%)となってい る。

- ② 一方、マクロマネジメントを実施している 14 市の中には、厚生労働省に | 表(3)-イ-⑮ よるアセットマネジメント取組状況調査に対する報告のために実施してい るものが2市みられた。さらに、当該2市の中には、i)その検討結果を、 更新計画の立案等実際の業務で活用していない、ii)将来的な財政の見通し が立たないことから、現時点で、簡略型以外の検討手法によるマクロマネジ メントを行うことは考えていないとしているものがみられた。
- ③ マクロマネジメントを実施している 14 市における検討手法をみると、i) 標準型 (タイプ3C) を採用したものが2市 (14.3%)、ii) 更新需要見通 し又は財政収支見通しのいずれかに簡略型を採用したものが12市(85.7%) となっている。

標準型 (タイプ3C) の検討手法を採用した2市のうち1市では、マクロ | 表(3)-イー(6)マネジメントの実施による効果として、おおむね 40 年先を見通した法定耐 用年数による施設の更新費用等を把握し、さらに施設の重要度・優先度を考 慮して更新時期を設定することにより、長期的な経営戦略と概略的な運営可 能投資額の算出が可能となり、より実効性のある施設更新計画の策定が可能 となったとしている。

表 4 調査した市におけるマクロマネジメントの検討手法別の実施状況(単位:市、%)

| 女 1 開重した前に続ける・グ・・・「マグ・・「の候前」は対する人地がして | | | | | | | (十匹・市、707 |
|---------------------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----------|
| | | | | | | | |
| | 区分 | 未実施 | タイプA | タイプB | タイプC | タイプD | 計 |
| | | 不夫旭 | (簡略型) | (簡略型) | (標準型) | (詳細型) | |
| | 未実施 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 水 天旭 | (26.3) | (0) | (0) | (0) | (0) | (26.3) |
| 更 | タイプ 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 新 | (簡略型) | (0) | (10.5) | (5.3) | (0) | (0) | (15.8) |
| 需 | タイプ 2 | 0 | 0 | 4 | 5 | 0 | 9 |
| 更新需要見通 | (簡略型) | (0) | (0) | (21.1) | (26.3) | (0) | (47.4) |
| 通 | タイプ 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| し | (標準型) | (0) | (0) | (0) | (10.5) | (0) | (10.5) |
| | タイプ 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (詳細型) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| | 計 | 5 | 2 | 5 | 7 | 0 | 19 |
| | 百日 | (26.3) | (10.5) | (26.3) | (36.8) | (0) | (100) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 () 内は、構成比である。なお、構成比については、四捨五入による表記のため、合 計が100にならない。

簡略型の検討手法を採用した 12 市では、次のとおり、その理由を挙げて いる。

更新需要見通しについては、i)施設の機能診断や耐震診断を実施してい ないため、ii) 固定資産台帳が、工事単位(「工事一式」等)で記載され、 個別資産(機械設備、電気設備、土木施設等)ごとに区分して工事費用が記 載されていないなど、台帳等のデータが標準型の検討手法に整合していない ためなどとしている。

財政収支見通しについては、i)検討中であった受水費の値上げが先送り

されたこと等により、収益的収支の具体的な検討ができなかったため、ii) 簡略型による検討手法から試みることとしたためなどとしている。

④ 調査した市におけるマクロマネジメントの実施に関する意見等をみると、 マクロマネジメントによってどれだけの効果が得られるのか不明としてい るなど、マクロマネジメントの必要性、実施内容及び効果が十分理解されて いないと考えられるものがみられたほか、マクロマネジメントの実施を含む アセットマネジメントの実施に関する国の支援として、説明会・講習会の開 催、先進事例の紹介などの意見・要望がみられた。

表(3)-イ-①

表(3)-イ-18

また、社団法人日本水道協会では、会員である水道事業者から、自らの水 道事業がマクロマネジメントの各検討手法のいずれに該当するかを判断す ることが難しいなど、当該検討手法の選定が困難とする意見があるとしてい る。

(エ) 地域水道ビジョンの策定

【制度の概要等】

厚生労働省は、水道事業者等に対し、「地域水道ビジョンの作成について」(平 | 表(3)-イー(19) 成 17 年 10 月 17 日付け健水発第 1017001 号厚生労働省健康局水道課長通知) を通知し、今後、施設の老朽化に伴い大規模な更新が必要になると予想される 中で、安全・快適な水の供給の確保や、災害時にも安定的な給水を行うための 施設水準の向上等に向けた取組、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確 保等が必要であり、これらの課題に適切に対処していくため、各水道事業者等 が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、そ れを計画的に実行していくことが必須であるとしており、当該通知の別添「地 域水道ビジョン作成の手引き」に基づく「地域水道ビジョン」の作成を推奨し ている。

また、同省は、平成20年に水道ビジョンを改訂し、水道事業においてアセ ットマネジメント手法を導入することを明らかにした上で、21年にアセットマ ネジメントの手引きを作成し、水道事業者に対し提供している。

アセットマネジメントの手引きでは、水道事業者等は、マクロマネジメント の実施で得られた更新需要見通し及び財政収支見通しの検討成果を基に、施設 更新に対する戦略・方針(中長期の水需要予測に基づく規模の適正化等)やサ ービス水準の向上方策(更新時期等を捉えた施設の機能向上等)の具体的な検 討を行い、その検討成果を地域水道ビジョン等に反映させることとされてい る。

【現状及び問題点等】

水道事業者における地域水道ビジョンの策定状況を調査した結果、次のよう な状況がみられた。

① 調査した19市において、i)地域水道ビジョンを策定しているものが16 市 (84.2%)、 ii) 策定中のものが1市 (5.3%)、 iii) 策定していないもの

が2市(10.5%)みられた。

地域水道ビジョンを策定していない市は、その理由について、予定されている受水単価の決定後でなければ更新事業を含めた財政計画を立てられず、現時点で地域水道ビジョンを策定しても既存の事業計画とほぼ同じ内容となるためなどとしている。

なお、厚生労働省がまとめた全国の地域水道ビジョンの策定状況をみると、平成23年11月1日現在、上水道事業712事業において633件策定(上水道事業数全体の49%)されている。

② 地域水道ビジョンを策定している 16 市におけるマクロマネジメントの検討成果の地域水道ビジョンへの反映状況をみると、i)地域水道ビジョンの策定に当たってマクロマネジメントの検討成果を反映したとしているものが 3 市、ii) 反映していない、又は十分に反映していないとしているものが 13 市となっている。

マクロマネジメントの検討成果を地域水道ビジョンへ反映していないとしている 13 市は、その理由について、i) 厚生労働省からアセットマネジメントの手引きが通知される以前に、地域水道ビジョン作成の手引きに基づき、地域水道ビジョンを策定し、その後改訂していないため、ii) マクロマネジメント自体を実施していないためなどとしている。

(オ) 水道事業に関する情報の公表

【制度の概要等】

アセットマネジメントの手引きにおいて、情報提供については、マクロマネジメントの実践を通じて得られた検討成果を基礎情報として活用し、水道利用者や議会等といったステークホルダー(利害関係者)に対して更新投資の必要性や効果について適切な情報提供・説明を実施することとされている。

また、これに関する留意点等として、①水質検査の結果その他の水道事業に関する情報提供は、水道法第 24 条の 2 に基づく水道事業者の責務であって、水道の安全性やコスト等に関する情報提供を一層推進させるためのものであること、②更新投資の必要性や効果等に関する情報提供に当たっては、事業の必要性、コストや実施効果等の情報を、マクロマネジメントの成果や業務指標(PI)等を活用(注)して、分かりやすく説明する必要があること等が示されている。

さらに、地域水道ビジョン作成の手引きでは、地域水道ビジョンを策定した 場合には公表し、広く周知を図るとされている。

(注) アセットマネジメントの手引きでは、「水道事業ガイドラインによる業務指標(PI)は、定義が明確に定められており、水道統計等を活用して各水道事業者における業務指標を算定し、類似事業や全国平均値と比較検討することが可能であることから、積極的に活用する」とされ、当該業務指標の例として、経年化管路率、管路の耐震化率、経常収支比率、給水原価等が示されている。

表(3)-イ-20

【現状及び問題点等】

水道事業者における施設の維持管理情報等の公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 調査した19市において、水道法第24条の2に基づく情報提供及び策定した地域水道ビジョンの公表については実施しているが、i)水道事業ガイドラインに基づく業務指標(PI)の公表については、実施していないものが7市(36.8%)、ii)水道施設の劣化状況及び維持管理情報の公表については、実施していないものが14市(73.7%)みられた。

水道施設の劣化状況及び維持管理情報を公表していない市は、その理由について、i)点検・診断の実施が不十分であるため、ii)水道事業決算書、水質検査結果のみの公表で十分であるため、iii)管路は耐用年数で評価できるが、その他の施設は評価が難しく、公表できる水準となっていないため、iv)劣化状況等を公表すると市民の不安をあおるおそれがあるためなどとしている。

② 調査した市からは、水道施設の劣化状況及び維持管理情報の公表に当たって、公表すべき情報の範囲、公表方法、危機管理上の留意点等を国から示してほしいという意見・要望がみられた。

表 5 水道事業に関する情報の公表状況

(単位:市、%)

| 情報の種類 | 調査対象 | 公表 | 未公表 |
|------------------------|----------|------------|------------|
| 水道法第24条の2に基づく情報 | 19 (100) | 19 (100) | 0(0) |
| 地域水道ビジョン | 16(100) | 16 (100) | 0(0) |
| 水道事業ガイドラインに基づく業務指標(PI) | 19 (100) | 12 (63. 2) | 7 (36. 8) |
| 水道施設の劣化状況及び維持管理情報 | 19(100) | 5 (26. 3) | 14 (73. 7) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 「地域水道ビジョン」欄は、同ビジョンを策定している16市について計上した。

なお、調査した市の中には、市民に対し、水道施設の現況等を公表することが重要であるとして、施設の更新需要の算定方法及び更新財源の確保の見通しなどのアセットマネジメントの実施結果を公表しているものがみられた。

表(3)-イ-16

【所見】

したがって、厚生労働省は、水道事業者等におけるアセットマネジメントを推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

- ① アセットマネジメントを実施するための必要情報の収集・整理及びデータベース化については、水道事業者等に対し、その必要性を周知するとともに、データベース化を推進するため、データベース化による効果等を示した事例を提供するなど、必要な支援を行うこと。
- ② 点検調査、機能診断等を内容とするミクロマネジメントの実施については、水道事業者等に対し、施設の重要度や健全度等を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう一層周知するとともに、必要な支援を行うこと。

- ③ 中長期的な視点から更新需要見通し及び財政収支見通しの検討を行うマクロマネジメントの実施については、水道事業者等に対し、その必要性、実施内容及び効果を一層周知するとともに、マクロマネジメントの継続的な実施により資産管理水準を向上させる取組を推進するため、先進事例の紹介、説明会・講習会の開催などの必要な支援を行うこと。
- ④ 地域水道ビジョンの策定については、水道事業者等に対し、引き続き、策定 を要請するとともに、マクロマネジメントの検討結果が地域水道ビジョン等に 着実に反映されるようにするための必要な支援を行うこと。
- ⑤ 水道事業に関する情報の公表については、水道事業者等における水道施設の維持管理情報等の公表を推進するため、水道事業者等に対し、公表すべき情報の範囲及び公表の方法等について周知すること。

表(3) - イー① アセットマネジメントの推進に関する規程等

〇 「水道ビジョン」(平成 16 年 6 月厚生労働省健康局。平成 20 年 7 月改訂)(抜粋)

1 水道ビジョンの目的

(水道ビジョンの特徴と目的)

(略)

本ビジョンは、21世紀の初頭において、<u>関係者が共通の目標を持って、互いに役割を分担しながら、連携して取り組むことができるよう、その道程を示すことを目的としている</u>。このようなことから、本ビジョンは、21世紀の中頃を見通しつつ、<u>今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための</u>具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に明示することとした。

なお、本ビジョンに基づく<u>施策の目標期間は、平成16年のビジョン公表時から概ね10年</u><u>間</u>としている。

- 2 水道の現状と将来の見通し (略)
- 3 目指すべき方向性 (略)
- 4 長期的な政策目標 (略)
- 5 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進 (略)
- 6 各種方策の連携による目標の早期達成 (略)
- 7 レビューに基づく水道施設の重点取組項目 (略)
 - (1) 水道の運営基盤の強化
 - <u>アセットマネジメント手法も導入しつつ、中長期的な視点に立った、技術基盤に基づく</u> 計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、更新積立金等の資金確保方策 を進めるとともに、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情 報提供の在り方等について、具体的検討を推進する。
- 8 関係者の参加による目標の達成
 - (1) (略)
 - (2) 地域水道ビジョン

我が国の水道が求められている諸課題に適切に対処していくためには、水道事業者等による積極的かつ計画的な取組が必要であり、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であることから、平成17年10月に「地域水道ビジョン作成の手引き」を取りまとめた。

本ビジョンに示した施策の着実な実施、目標の達成に向けて、<u>各水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための方</u>策等を示すものとして、「地域水道ビジョン」の策定を推奨する。

また、水道事業者等が作成した「地域水道ビジョン」を踏まえ、水道整備基本構想等の的確な見直しに資するとともに、広域的な観点から、流域単位や都道府県単位などでの水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成することについても推奨する。一方、都道府県の区域を越えたより広域的な体制や道州制特区などの視点から水道行政を地域の事情に応じて展開するための体制整備に努める。

9 フォローアップ (略)

別紙 水道ビジョン実施スケジュール (略)

(注)下線は当省が付した。

表(3) - イー② 水道事業におけるアセットマネジメントの構成要素と実践サイクル

- 〇 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き〜中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保〜」(平成 21 年 7 月厚生労働省)(抜粋)
 - 3-1 構成要素と実践サイクル
 - ◆ アセットマネジメント(資産管理)は、①必要情報の整備、②ミクロマネジメントの実施、 ③マクロマネジメントの実施及び④更新需要・財政収支見通しの活用の4つの要素で構成される。実践にあたっては、適宜進捗管理を行いながら、これらの各構成要素が有機的に連結した仕組みを構築していくことが必要である。
 - ◆ 「必要情報の整備」では、ミクロマネジメントやマクロマネジメントの実施に必要な基本 情報を収集・蓄積・整理するものであり、両要素間を有機的に連結させる役割を果たす。
 - ◆ 「ミクロマネジメントの実施」では、個別の水道施設ごとに「運転管理・点検調査」など の日常的な維持管理や「施設の診断と評価」を実施しマクロマネジメントの実施に必要なデータの収集や整備等を行う。
 - ◆ 「マクロマネジメントの実施」では、水道施設全体の視点から各施設の重要度・優先度を 考慮した上で、中長期的な視点から「更新需要見通し」及び「財政収支見通し」について検 討する。
 - ◆ 「更新需要・財政収支見通しの活用」では、地域水道ビジョン等の計画作成や、水道利用 者等に対して事業の必要性・効果を説明するための情報提供に、マクロマネジメントの実施 を通じて得られた「更新需要見通し」及び「財政収支見通し」に関する検討成果を活用する。

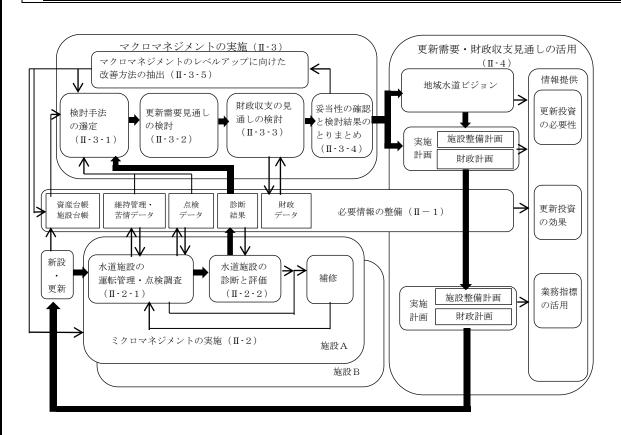


図 I-3-1 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の構成要素と実践サイクル

(注)下線は当省が付した。

表(3) - イー③ 必要情報の収集・整理に関する規程等

〇 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き〜中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保〜」(平成 21 年7月厚生労働省)(抜粋)

1-1 必要情報の収集・整理

- ◆ アセットマネジメント (資産管理) を実践するに当たっては、以下のような情報を日常の 管理業務等において収集・整理する必要がある。
 - ・ 対象施設の台帳と諸元
 - 点検調査に関する情報
 - ・ 施設の診断と評価に必要となる情報
 - ・ 更新需要見通しの作成に必要となる情報
 - ・ 財政収支見通しの作成に必要となる情報
- ◆ 必要となる情報が不足している場合には、施設の点検マニュアルの見直し、図面・台帳の整備等、データ収集・整理のための管理方法の改善を検討する。

〈解説〉

- (1) 概要
 - ・ アセットマネジメント(資産管理)に必要となるデータは多岐に渡る。このため、<u>日常の管理業務等を通じてデータを収集するとともに、利用し易い方法で整理しておく必要がある</u>。
 - ・ また、収集したデータは、当然のことながら、正確でありかつ信頼性のあることが必要である。したがって、<u>最新の情報に適時更新するとともに、情報の正確性や信頼性の向上のための</u> 改善策を実施することが重要である。
 - ・ <u>多種多様な情報を適切に管理することは、アセットマネジメント(資産管理)のレベルアッ</u> プだけではなく、業務の効率性、正確性の向上や技術(ノウハウ)の継承にも効果がある。
- (2) (略)
- (3) 実施方法
 - 1) 2) (略)
 - 3) 対象施設の台帳と諸元
 - ・ アセットマネジメントを実施する際には、当該事業で保有している施設(構造物、設備、 管路)についての台帳が最低限必要となる。これらは、<u>固定資産台帳、事業認可申請書、</u> 水道台帳等から作成する。
 - ・ 台帳に記載すべき情報は、<u>名称、建設(竣工)年度、規模・構造等であるが、更新時期の</u> 検討等で活用できるよう、過去の補修や改良の履歴も併せて整理しておく。
 - 4) ミクロマネジメントの実施に必要な情報
 - ① 点検調査に関する情報
 - ・ 施設の点検調査に当たっては、<u>施設の実態に整合した図面・設備リスト等を準備</u>して おく必要がある。

(略)

- ・ <u>点検調査の結果(異常の有無と程度)は、補修・修繕等の必要性の判断や施設の診断</u> と評価の基礎データとして利用する。
- ② 診断と評価に必要となる情報
 - ・ 施設の診断と評価に当たっては、その手法に応じた情報の整備が必要であるが、概ね 以下のような資料が必要となる。
 - 構造物関係
 - ✔ 設計図書(図面、構造計算書等)
 - 設備関係
 - ✔ 設計図書 (図面、システム構成図等)
 - ✔ 過去の事故・補修履歴
 - ✔ 点検記録(異状の有無)

- 管路関係
 - ✔ 管路図面(管種、口径、布設年度等)
 - ✔ 過去の事故履歴
 - ✔ 漏水調査結果 (ブロック別漏水率等)
- 5) マクロマネジメントの実施に必要な情報
- ① 更新需要見通しの検討に必要となる情報
 - 基礎情報
 - ・ 更新需要見通しの作成に当たっては、現有の個別資産(施設・設備、管路)に関する情報(名称、取得年度、帳簿原価、口径・延長等)が、まず必要になる。
 - ・ これらは管理台帳(設備台帳、管路台帳等も含む)の形式で整理しておく必要があり、固定資産台帳等を基にして作成する。個別のデータが不足するためにさまざまな 想定(按分等)を行う場合には、その想定方法も記録しておく必要がある。
- (注) 下線は当省が付した。

表(3) - イー④ 水道台帳に関する規程等

- 〇 「水道法の施行について」(昭和49年7月26日付け環水第81号厚生省環境衛生局水道環境部 長通知) (抜粋)
 - 第2 昭和32年12月27日厚生省発衛第520号厚生事務次官通知第5の1による厚生大臣への報告は、簡易水道事業以外の水道事業(以下「上水道事業」という。)及び水道用水供給事業については様式第3による水道台帳により提出せられたいこと。

なお、上水道事業及び水道用水供給事業の認可(変更)申請にあたつては、水道台帳をその 都度作成し、申請書に添付するよう指導願いたい。

様式第3(略)

- 〇 「改正水道法の施行について」(平成 14 年 3 月 27 日付け健水発第 0327004 号厚生労働省健康 局水道課長通知)(抜粋)
 - 2. 水道台帳の提出について

水道台帳については、認可の申請事項の概要を記載したものとして提出を依頼してきたところであるが、別添を参考に法第10条第3項及び第30条第3項の規定に基づく届出を行う際にも、新たな事業計画を踏まえて作成された台帳を厚生労働大臣あて2部提出するようお願いする。

(注)下線は当省が付した。

表(3) - イー⑤ データベース化に関する規程等

〇 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き〜中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保〜」(平成 21 年7月厚生労働省)(抜粋)

1-2 データベース化

- ◆ <u>日常的活動において収集・整理された各種情報をデータベース化しておくと、データの管</u> 理作業負担が軽減され、利用の効率化・高度化が可能となる。
- ◆ データベースシステムについては、長期的な視点からの将来像を見据えて、段階的に構築する。

〈解説〉

(1) 概要

- ・ 水道システムを構成する資産は膨大な数になる。このため、従来の紙ベースでの記録を電子 化し、あるいは、データベースシステムを構築している事例が増えつつある(設備管理システムやマッピングシステム等)。
- ・ 帳票等を作成して台帳など紙ベースの形態で管理する方法は、データ量の少ない場合には管理可能であるが、量の増加、帳票更新の頻発、管理項目の追加・変更には対応が困難な状況に陥る可能性が大きい。とくに管路情報に関するデータは量が膨大になることが多い。
- ・ また、複数の担当者による登録・更新作業を行う場合の管理が困難であること、保管場所の 確保や紙の劣化等の対策が必要であることなど、様々な課題がある。
- ・ このような紙ベースでの管理に対し、データベースによる電子データ管理は、システム化を 行ってシステム管理ルールを定めておけば、データの統一性、信頼性、セキュリティ面のレベ ルアップが可能となる。また、膨大なデータからの素早い検索が可能で、2次加工したデータ 情報の再利用が容易であるなど様々な利点があり、アセットマネジメントを実践していく上で 強力なツールになる。

(2) 留意点

- ・ <u>アセットマネジメント(資産管理)のレベルアップの方法として、収集情報のデータベース</u> <u>化がある。</u>
- ・ 収集・整理された情報は、データベース化することによって、ミクロマネジメント、マクロマネジメント、あるいは利用者等への情報提供の場面における各種基礎情報利用の効率化・高度化を図ることが可能となる。
- ・ ただし、このような検討を行うために必要なデータの収集・整理、データベース化などには、 一般に長い期間と多額の費用を要することから、現在利用可能な情報や実施体制などを勘案して、比較的短期間で対応できる範囲で取り組みを実施し、順次レベルアップすることが重要である。
- ・ なお、データベース化すべき情報の種類・項目、データベース化に当たって検討すべき事項 など具体的な内容については、当該事業体の実体を踏まえて個別に検討し、データベース仕様 を決定する必要がある。
- (注)下線は当省が付した。

表(3) - イー⑥ 必要情報の整備が不十分となっている例

| 事例 1 | 市では、終戦直後に整備した管路や過去に廃止した管路の資料が整理されていないことから、管路の総延長が正確に把握できない状況となっている。このため、関連工事に伴う掘削等により、図面にある管路が一部存在していない、あるいは、図面にない管路が存在していることが判明するといった状況がみられる。 |
|------|--|
| 事例 2 | 市では、市町村合併前の旧市町村において、固定資産台帳の取得年月日欄等が記載されていないもの、工事年度が記載された設計図書等が保存されていないものがみられた。このため、管理する管路総延長 497 kmのうち、155 km (31.2%) が設置年度不明となっている。 |

(注) 当省の調査結果による。

表(3) - イー⑦ 必要情報のデータベース化による効果の例

| | 市では、水道施設に関する情報をデータベースで管理することによって、情報を随時更 |
|------|---|
| | 新することにより最新の情報を利用することができ、施設管理、災害時等において、施設 |
| | の状態の正確な把握が可能となったとしている。 |
| | データベースの導入には、約 1,800 万円を要したが、紙台帳の更新委託料(年間)が約 |
| 事例1 | 460 万円であったのに対し、データベース化後は、データベース更新委託料(年間)が約 |
| | 140 万円となり、約 320 万円の経費削減となっている。 |
| | さらに、データベース化以前は、紙台帳の管理のため職員3名を配置していたが、デー |
| | タベース化により、台帳の管理に人員配置をする必要がなくなり、他の業務に配置するこ |
| | とが可能となった。 |
| | 市では、第三者委託を実施するようになったことを契機として、受託者からの提案によ |
| | り点検結果等のデータベースを導入している。 |
| 事例 2 | 市では、一つの工事が終わると工事単位で工事台帳をデータベース化しており、施設の |
| | 更新状況が把握しやすくなったため、施設の点検結果、更新状況等の情報をアセットマネ |
| | ジメントにいかしやすくなったとしている。 |

(注) 当省の調査結果による。

表(3)-イー⑧ ミクロマネジメント(点検調査)の実施に関する規程等

- O 「水道事業者におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き〜中長期的な視点に 立った水道施設の更新と資金確保〜」(平成 21 年 7 月厚生労働省健康局水道課)(抜粋)
- 2-1 水道施設の運転管理・点検調査
 - ◆ 施設の診断と評価、更新需要見通しの作成に当たって、施設の維持管理(運転管理・点検 調査)に関する情報が必要である。
 - ◆ (略)
 - ◆ <u>点検対象の施設は、施設の重要度や供用後の経過年数を勘案して、優先すべき施設を定め、</u> 施設の状態に応じて頻度、項目を定めて点検調査を実施する。
 - ◆ (略)

〈解説〉

- (1) 解説
 - ・ 水道施設の日常的な運転管理から、施設の状態を把握する。また、定期的な点検により劣化 の進行等を確認する。
 - ・ このような点検調査は、水道施設の稼働状況の確認だけではなく、事故や故障の予兆を発見 する上で重要である。
 - ・ また、長期間蓄積された点検データは、水道施設の健全度の状態、故障、事故の傾向等を知るための基礎データとなる。
- (2) (略)
- (3) 実施方法
 - 1) 点検調査

点検調査の具体は、「水道維持管理指針」、「水道施設更新指針」、「水道施設機能診断の手引き」等を参考図書とする。

【参考】水道維持管理指針での記述

故障記録や点検記録等データの収集・整理のルール等を作り、統計分析やデータベース 化を行い、情報の共有化を図るとともに、設備等の状態把握、診断・評価へ活用したり、 より的確な点検・検査内容や周期・頻度などの見直しができるようにする。

(点検対象施設)

- ・ <u>点検対象施設は、水道施設全体であるが、建設後の経過年数、重要度、過去の点検・</u> 補修履歴等により点検内容が異なる。
- ・ 重要な施設は、日常的に点検し、劣化状況等の異常が見られる場合には、緊急対応的 な補修、精密・頻繁な点検調査、又は診断等を実施する。

(点検調査の種類)

- ・ 日常点検:の周期で、目視等により点検を行う(周期例:1日から1ヶ月程度)。
- ・ 定期点検:機能(機器等)を停止させて、外部からの点検や簡易な整備を行う(周期例:3ヶ月から1年程度)。
- ・ 精密点検:必要に応じ機器の分解点検等を行い、部品の交換等の処置を行う(周期例数年)。

(点検調査の方法)

・ 目視(五感調査)、打撃調査、オーバーホール、超音波検査、TVカメラ調査等がある。

(点検項目と点検内容)

- 劣化状況:ひび割れ、剥落、変形、腐食、傾き等
- 異常発生:騒音、振動、発熱等
- · 機能低下:動作不良、制御不能、機能停止等

〇 「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」(平成 18 年 11 月 9 日付け健水発第 1109001 号厚生労働省健康局水道課長通知)(抜粋)

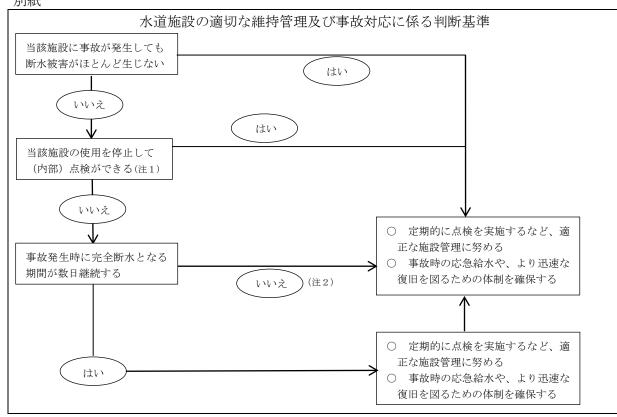
水道施設の維持管理については、日頃から水道法第5条、水道法第19条及び「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」(昭和44年6月24日付環水第9059号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省環境衛生局長通知)に基づく計画的な施設の検査の実施、及び技術的基準の遵守に努めていただいているところであるが、本年8月25日に広島県において発生した水道用水供給事業者の送水施設(隧道)の破損事故により広範囲かつ長期間の断水が発生したことに鑑み、平成18年8月30日付事務連絡により実施した「水道施設の維持管理状況調査」の結果、一部の事業体において改善が必要となる事項が見受けられた。ついては、貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。

なお、上記調査結果については別添のとおりとりまとめたので参考にされたい。

記

- 1 定期的に点検を実施するなど、適正な施設管理に努めること。
- 2 事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保すること。
- 3 <u>上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応</u> に係る水準に応じた対応策を講ずること。
- 4 水道用水供給事業者とその受水水道事業者においては、共同での検討を行うなど相互に整合を図り実施すること。

別紙



- 注1 <u>内部点検の出来ない小規模施設(管路等)については、定期的な管路巡視や漏水調査、機能診断、老朽管更新などにより事故防止に努める。</u>
- 注2 断水影響が数日継続しない場合であっても、当該施設の使用を停止しての点検が可能となるような施設更新 等を計画的に実施することが望ましい。
- 〇 「水道維持管理指針(2006年版)」(平成18年7月社団法人日本水道協会)(抜粋)
 - 9.5.7 配水事故の予防・復旧
 - 1 予防計画

- 1) 管路の点検・整備 定期的に管路を点検し、不具合を発見したときは、速やかに修理する。
- 2) (略)
- 3) 管路の巡視

事故の予防と異常箇所を早期発見するために、送・配水管路の重要度や危険度等を勘 <u>案した巡視・点検の頻度を定め定期的に点検</u>し、異常がある場合は速やかに修理する。 (略)

<u>点検に際しては、管路上の陥没、ひび割れ、不同沈下等にも注意し、異常がある場合</u>は、音聴調査や掘削によって原因を調査する。

(注)下線は当省が付した。

表(3)-イー⑨ ミクロマネジメント(機能診断等)の実施に関する規程等

- 〇 「水道ビジョン」(平成 16 年 6 月厚生労働省健康局。平成 20 年 7 月改訂)(抜粋)
 - 6 各種方策の連携による目標の早期達成
 - (2) 施策目標及び方策

達成すべき代表的な目標として、以下を掲げる。

- ・ <u>中長期的な視点に立って、技術的基盤に基づき水道施設の健全度等に係る診断・評価を</u> 行い、適切な更新計画を立案・推進し、直ちに更新が必要な老朽化施設の割合をゼロにす る。
- 〇 「水道事業者におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き~中長期的な視点に 立った水道施設の更新と資金確保~」(平成21年7月厚生労働省健康局水道課)(抜粋)
 - 2-2 水道施設の診断と評価
 - ◆ 水道施設の更新時期を判断するための情報収集として、診断を実施する。
 - ◆ <u>施設の健全度は、機能診断等に基づき、対応策を必要としない健全な状態から、直ちに更</u> 新を必要とする状態まで、いくつかのランクに分けて評価する。
 - ◆ (略)
- 〇 「水道施設機能診断の手引き」(平成 17 年厚生労働省健康局水道課)(抜粋)
 - 1.2 定期的な機能診断の必要性

水道施設の現況機能を把握するためには、合理的な手法により機能診断を実施する必要がある。<u>この機能診断は、施設全体の機能の健全性を評価するもので、普段の点検とは別に定期的に実施</u>することが望ましい。

(注)下線は当省が付した。

表(3)-イー⑩ 厚生労働省の調査の報告のために機能診断等を実施した例

市では、<u>厚生労働省のアセットマネジメント取組状況調査に対して報告するために、点検・調査、機能診断等を実施したが、分析結果等について、その後、業務に活用したことはないとしている。</u> さらに、上記報告以外で独自に施設に係る調査や機能診断、健全度診断等を実施した実績も無く、現在、予防保全的な施設の維持管理に活用する目的で整備されたデータ等もみられない状況となっている。

(注) 当省の調査結果による。

表(3) - イー① マクロマネジメントの実施に関する規程等

- 〇 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き~中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保~」(平成21年7月厚生労働省健康局水道課)(抜粋)
 - 3-1 検討手法の選定
 - ◆ マクロマネジメントの実施に当たっては、まず、現状の基礎データ等の整備状況や実施体制といった資産管理水準を自己評価し、検討手法を選定する。
 - ◆ 資産管理水準を向上させるための課題を抽出し、改善方策を定め、継続的な管理水準の向上を図る。

〈解説〉

(1) 概要

- ・ アセットマネジメント (資産管理) においては、その導入において、データの制約、診断や 評価の実施体制等が課題となることが多い。しかしながら、基礎データの不足等を理由にして、 中長期の更新需要・財政収支に関する見通しを持たずに短期的な計画を策定し、更新事業の実 施や料金等の改定を行うことは、施設・財政両面におけるリスクを先送りしながら事業を行う こととなり、将来の潜在的なリスクが増大し、安定的な事業運営・経営に支障をきたすおそれ がある。
- ・ 一方で、これまで水道事業は固定資産台帳等を整備して資産管理を行ってきており、一定の 手法により更新需要等の算定は可能な状況にある。
- ・ このような状況を踏まえると、目指すべき資産管理の水準は念頭に置きつつも、初めから完 壁を目指すのではなく、自己の水道事業における資産の各種データ整備状況等を自己認識した 上で、まずは実施可能な手法でアセットマネジメント(資産管理)に着手し、その実践を行っ ていく中で、基礎データ整備等について継続的に改善することにより、資産管理水準を段階的 に向上させていくことが重要となる。

(2) 留意点

・ 本手引きでは、全ての水道事業者においてマクロマネジメントが実践できるように、マクロマネジメント(更新需要・財政収支見通し)の検討手法を複数示しており、基礎データの整備 状況等に応じて、いずれかの検討手法を選択し実践することにより、中長期の更新需要及び財政収支見通しを定量的に把握できるようにしている。(略)

3-2 更新需要見通しの検討

- ◆ 対象施設の診断と評価結果に基づいて、重要度や優先度を勘案して各施設の更新時期を検 討し、少なくとも30~40年先を検討期間として、更新需要見通しを作成する。
- ◆ <u>更新時期は、状態監視保全の考え方により、できるだけ診断と評価結果を踏まえて設定する</u>ものとするが、それによりがたい場合には時間計画保全の考え方により、法定耐用年数や 経過年数等により判断する。
- ◆ 更新需要見通しの検討に当たっては、更新を実施しなかった場合も含め可能な限り複数ケースを検討して、更新需要の発生時期や事業量の妥当性等について評価するとともに、耐震化による事業前倒し等について検討する。

3-3 財政収支見通しの検討

- ◆ 当該事業の財政状態を把握した上で、検討期間を少なくとも 30~40 年程度として、更新 需要見通しに対する財政面への影響を検討する。
- ◆ 財政収支の見通しにより、損益勘定留保資金等(内部留保資金)の推移、料金水準の妥当 性等を検証し、中長期的な観点から更新財源としての資金確保方策を検討する。

(注)下線は当省が付した。

表(3) - イー① 更新需要見通し及び財政収支見通しの各検討手法

| 表(3) — | 1一世 更新 | | 及び財政収支見通しの各検討手法 |
|--------------|---|----------------|---|
| | 区分 | 検討手法 のタイプ | 概要 |
| | ① 現のを を し 手 と 計 を き と き と き と き と き と き と き と き り と き り と き り も と も り も と も り も と も と も と も と も と も | タイプ 1 (簡略型) | ○ 固定資産台帳等がない場合の検討手法 ・ 更新需要を算定するための基礎データ(建設年度、帳簿原 価等)がまったく整備されていない場合、過去の投資額や類 似施設の情報等をもとに更新需要を算定する。 |
| 更要し討新見の手需通検法 | | タイプ 2 (簡略型) | ○ 固定資産台帳等はあるが更新工事との整合が取れない場合の検討手法 ・ 固定資産台帳等で資産の建設年度別(年齢別)の資産額(帳簿原価)は把握できるが、台帳における施設の区分が更新工事の単位(ロット)と整合していない場合、資産を経過年数(年齢別)に集計した結果を用いて更新需要を算定する。 ・ 現有の資産(例えば管路)のデータは保有しているが、布設年度別延長等、一部のデータが不足している場合には、過去の建設改良費等のデータを使用して、不足するデータを推計する。 |
| | | タイプ 3 (標準型) | ● 更新工事と整合した資産のデータがある場合の検討手法 ・ 構造物・設備の取得年度や管路の布設年度別延長データ等を基に、法定耐用年数や経過年数(供用年数)などを参考にし、重要度・優先度に応じて更新時期を設定し、更新需要を算定する(時間計画保全)。 ・ さらに、機能診断や耐震診断結果等に基づき、個別施設ごとに耐震化等を考慮した事業の前倒しや補修等による更新時期の最適化(供用期間の短縮又は延長(延命化))を検討し、更新需要を算定する(状態監視保全)。 |
| | ② 再構築 や施設正 模の考慮 化を検 した検 手法 | タイプ 4 (詳細型) | ○ 将来の水需要等の推移を踏まえ再構築や施設規模の適正化を考慮した場合の検討手法・ 将来人口の推移や拡張事業の推移等を勘案した需要水量を考慮して、水道施設の再構築や適正な施設規模を検討するとともに、維持管理費を含めた水道施設全体のライフサイクルコストを考慮した更新時期の設定を行い、更新需要を算出する。 |
| | | タイプA (簡略型) | ○ 事業費の大きさで判断する検討手法 ・ 収益的収支、資本的収支、資金収支等の検討が困難である場合、更新需要を近年の投資額と比較する等により、事業の実施可能性を評価する。 |
| 財政収支見通しの検討手法 | | タイプB (簡略型) | ○ 資金収支、資金残高により判断する検討手法 ・ 資本的収支は検討可能であるが、収益的収支の検討ができない場合には、資金収支を検討し、資金残高から事業の実施可能性や更新財源の確保(損益勘定留保資金等(内部留保資金))を検討する。 ・ 具体的には、当該更新需要に対して収益的収支が均衡するものとし、減価償却費を損益勘定留保資金等(内部留保資金)として資本的収支不足に充当した場合の財政収支見通しを検討する。 |
| | | タイプ C (標準型) | ○ 簡易な財政シミュレーションを行う検討手法 ・ 一定の条件設定のもとで、収益的収支、資本的収支、資金 収支等の検討が可能な場合、更新需要に対して簡易な財政シ ミュレーションを行い、資金残高や企業債残高を把握する。 |
| | | タイプD (詳細型) | ○ 更新需要以外の変動要素を考慮した検討手法 ・ 更新需要以外の変動要素や種々の経営効率化方策、資産の 状況に応じた維持管理費の推計、更新財源としての民間資金 の活用可能性等を考慮して、包括的な経営シミュレーション を行い、財政収支見通しを検討する。 |

(注) アセットマネジメントの手引きに基づき当省が作成した。

表(3) - イー③ マクロマネジメントの途上で頓挫した例

市では、厚生労働省におけるアセットマネジメント取組状況調査の報告に当たり、アセットマネジメントの手引きに例示されている3種類の検討手法(タイプ1A、タイプ2B、タイプ3C)のうち、標準型(タイプ3C)の検討手法を選択し、アセットマネジメントの手引きに示されている記入様式(様式 $1\sim17$ (計30種類))を作成することとした。

しかし、標準型(タイプ3C)の検討手法は、各施設の取得年度や取得価格(帳簿価格)等の 基礎データが整備されている場合の検討手法であり、市では、管路の設置年度を十分に把握して いない(管路の総延長のうち約3割に当たる延長の設置年度が不明である)ことから、記入様式 のうち様式1(年度別建設改良費の実績及び計画)及び様式2-1(構造物及び設備の整備年度、 帳簿原価等)の2種類の表しか作成できず、厚生労働省に対し、この報告を行ったのみで、以降、 マクロマネジメントの実施に係る作業を行っていない。

アセットマネジメントの手引きでは、管路の布設年度別延長の一部が不明の場合には、過去の建設改良費で按分する簡略型 (タイプ 2 B) の検討手法が例示されているが、市では、簡略型 (タイプ 2 B) の検討手法によりマクロマネジメントの導入が可能であることを承知していなかったとしている。

この背景・原因として、市では、①アセットマネジメントの手引きは、数百ページに及ぶ膨大なものであり、日常業務に追われている上に職員数が少ないため、内容を理解するのは容易でないこと、②近隣にアセットマネジメントの導入を検討している市町がないため、他市町との情報交換もできない状況にあるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表(3) - イー⑭ マクロマネジメントの検討手法別の実施状況

(単位:事業)

| 区分 | | | | | | | |
|-------------|----------------|-----|----------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| | | 未実施 | タイプ A (簡略型) | タイプ B (簡略型) | タイプ C (標準型) | タイプD (詳細型) | 計 |
| | 未実施 | 47 | 0 | 12 | 3 | 0 | 62 |
| 五 坎. | タイプ 1 (簡略型) | 13 | 17 | 3 | 2 | 0 | 35 |
| 更新 需要 見 | タイプ 2 (簡略型) | 35 | 0 | 97 | 59 | 0 | 191 |
| 兄地し | タイプ 3 (標準型) | 5 | 2 | 10 | 126 | 0 | 143 |
| | タイプ 4 (詳細型) | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 計 | | 100 | 19 | 122 | 190 | 5 | 436 |

- (注) 1 厚生労働省の資料(「平成 21 年度 水道におけるアセットマネジメント取組促進事業報告書」)に基づき当省が作成した。
 - 2 厚生労働大臣認可の510事業のうち回答のあった436事業が対象である。
 - 3 二重線の枠内は、マクロマネジメントを実施(更新需要見通し及び財政収支見通しの両方を実施)した 321 事業である。

表(3) - イー⑮ 厚生労働省の調査への報告のためにマクロマネジメントを実施した例

| 事例 1 | 市では、マクロマネジメントを実施しているが、その内容は、機能診断・健全度評価の実施と同様、厚生労働省におけるアセットマネジメント取組状況調査に対して報告するため、業者に委託し、簡略型(タイプ1A)の検討手法による検討結果を作成したとしている。なお、このマクロマネジメントの検討結果は、その後、実際の業務等で活用していないとしている。 市では、当初、給水人口が15万人に増加することを想定し、水道施設の拡張を行ってきたが、現在の人口は10万人程度であり、予想を下回っているため、思うように料金収入が上がらない上、管路の修繕等の費用がかさむことなどから、将来的な財政の見通しが立たないとして、現時点で、簡略型以外の検討手法によるマクロマネジメントを行うことは考えていないとしている。 |
|------|---|
| 事例 2 | 市では、機能診断・健全度評価及びマクロマネジメントを実施している(検討手法はタイプ2C)が、厚生労働省のアセットマネジメント取組状況調査への報告のために実施したものであり、アセットマネジメントを意識して更新需要見通し及び財政収支見通しを検討したものではないとしている。なお、市では、地域水道ビジョンにおいて、アセットマネジメントを段階的に導入し、中長期的視点に立った資産管理を目指す(検討手法はタイプ3C)こととしており、平成22年度からは、アセットマネジメントを意識して、管路の機能診断・健全度評価を実施しており、マクロマネジメントに必要となる各種情報を収集・整理している段階となっている。 |

(注) 当省の調査結果による

表(3) - イー(6) マクロマネジメントの取組例

市では、標準型 (タイプ 3 C) の検討手法によりマクロマネジメントを実施しており、その効果として、おおむね 40 年先を見通した法定耐用年数による施設の更新費用等を把握し、重要度や優先度を考慮した更新時期を設定することにより、長期的な更新計画と概略的な運営可能投資額の算出が可能となり、より実効性のある施設更新計画の策定が可能となったとしている。

マクロマネジメントの実施に当たって、具体的には、法定耐用年数により更新時期を設定した場合の施設更新費用(年平均7億円)と、施設の重要度・優先度を考慮の上、重要度「大」の施設の耐用年数を法定耐用年数の1.25 倍、「中」、「小」をそれぞれ1.5 倍、2倍として更新時期を設定した場合の施設更新費用(年平均3億円)とを比較したとしている。

なお、市では、上記のほか、次のとおり、アセットマネジメントの実施に取り組んでいる。

① 必要情報の整備

必要情報の整備については、水道台帳を整備しているほか、固定資産台帳システムにより固定 資産台帳を整備している。また、管路のデータについてはGIS(注)データとして入力し利用 している。

点検結果については、管路以外の水道施設の点検結果等を紙ベースで整備しているほか、設備 管理台帳システムを整備し、点検結果や機器仕様、故障・工事履歴等をデータベース化している。

(注) 地理情報システム (GIS: Geographic Information System) は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

② ミクロマネジメントの実施

点検調査について、i)管路については、配水管の日常点検及び水管橋の定期点検を実施して おり、さらに、更新計画策定のため管体調査を実施、ii)管路以外の水道施設については、日常 点検及び定期点検(月次点検及び年次点検)を実施している。

また、機能診断等については、管路及び浄水場等について実施している。

③ アセットマネジメントの実施結果の公表

マクロマネジメントの実施を含むアセットマネジメントの実施結果については、市のホームページで公表している。市では、その公表のメリットとして、事業者が考える水道政策について市民の合意形成を得る際の現状説明のための重要な一資料となるとしている。

④ 地域水道ビジョンの策定

地域水道ビジョンについては、平成18年に策定し、23年に改訂し公表している。市では、改 訂した地域水道ビジョンにおいて、マクロマネジメントの検討結果を反映し、アセットマネジメ ントの概念を取り入れた施設更新を進めることとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表(3) - イー① マクロマネジメントの実施に関する主な意見

| 区分 | 意見の内容 |
|--------------------------------|---|
| 必要性が十分把握 されていないとみ られるもの | ○ 当初の予測に反し人口が増加せず、見込んでいたほどの料金収入が上がらない上、管路の修繕等に費用がかさむなどの状況にあり、将来的な財政の見通しが立たないため、現時点で、簡略型以外の検討手法によるマクロマネジメントを行うことは考えていない。 |
| 実施内容が十分把 握されていないと みられるもの | ○ アセットマネジメントの手引きは、数百ページに及ぶ膨大なものであり、 日常業務に追われている上に職員数が少ないため内容を理解するのは容易 でないことなどから、簡略型の検討手法によってマクロマネジメントの導入 が可能であることを承知していなかった。 |
| 効果が十分把握さ れていないとみら れるもの | ○ マクロマネジメントの水準の向上は図っていきたいが、固定資産台帳の修正や機能診断・健全度評価の実施等どういった取組をどの程度のレベルで実施しなければならないのかが分からないし、費用を工面して実施したところでどれだけの効果が得られるのかが分からない。 |

⁽注) 当省の調査結果による。

表(3) - イー⑱ アセットマネジメントの実施に関する国の支援についての主な意見・要望

| 区分 | 意見・要望の内容 |
|---------------|--|
| 説明会・講習会の開催 | ○ マクロマネジメントを含めたアセットマネジメントの実施について、実際の水道事業者が実施している内容を用いた講習会を行うなど、他の市町村との比較により自身が行っていくべき事項を検討するための情報を提供してほしい。 |
| | ○ アセットマネジメントの手引きにある各記入様式の記入に当たっての留意事項、記入方法等の説明会を開催してほしい。 |
| 先進事例の紹介 | ○ アセットマネジメントに積極的に取り組んでいる水道事業者の先進事例 を紹介してほしい。 |
| 相談窓口の設置等 | ○ アセットマネジメントの導入に関する相談窓口を設置してほしい。また、 設置された相談窓口に寄せられた質問・回答内容(Q&A)についても紹介 してほしい。 |
| 財政的な支援 | ○ 資産台帳の整理やアセットマネジメントの検討に要する費用(コンサルタントへの委託費等)の財政的な支援をしてほしい。○ アセットマネジメントの取組全般にわたり、市町村の実情に応じた活用策に充当できるような交付金等を拡充してほしい。 |
| ソフトウェアの提 供 | ○ 固定資産台帳のデータを記入様式等に容易に移せるようなソフトウェアの提供を検討してほしい。 |

⁽注) 当省の調査結果による。

〇 「地域水道ビジョンの作成について」(平成 17 年 10 月 17 日付け健水発第 1017002 号厚生労働 省健康局水道課長通知)(抜粋)

今日、我が国の水道は、国民の大部分が利用できるまでに普及しているが、今後、<u>施設の老朽</u>化に伴い大規模な更新が必要になると予想される中で、各水道事業及び水道用水供給事業(以下、「水道事業等」という。)においては、<u>安全・快適な水の供給の確保や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取組が求められるとともに、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保等が必要とされている。これらの課題に適切に対処していくためには、各水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須である。</u>

厚生労働省においては、昨年6月に「水道ビジョン」を作成し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策、工程を示したところであるが、今般、上述のような水道事業者等の取組を推進するため、「地域水道ビジョン」の作成を推奨することとし、別添のとおり、「地域水道ビジョン作成の手引き」を取りまとめた。

ついては、貴管内の水道事業者等が、本手引きを活用し、<u>各事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、「水道ビジョン」の方針を踏まえて目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を含めた「地域水道ビジョン」を作成する</u>ことにより、今後の水道事業等に求められる施策の着実な実施が図られるよう、周知されたい。

また、貴管内水道事業者等に対する監督に当たっては、各事業が「地域水道ビジョン」等の的確な将来計画に基づき経営されるよう十分留意されたい。さらに、水道事業者等が作成した「地域水道ビジョンを踏まえ、水道整備基本構想等の的確な見直し等を行うよう努めるとともに、必要に応じ、広域的な視点から、貴都道府県が管内の水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成することについても検討されたい。

なお、厚生労働省においては、「地域水道ビジョン」の策定状況について定期的に取りまとめて公表することとしているので、申し添える。

別添 地域水道ビジョン作成の手引き

1. 目的

21 世紀の初頭において、<u>我が国の水道は、運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策等の充実、環境・エネルギー対策の強化、国際貢献等に関する取組を求められている。これらの課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須である。</u>

このような中で、厚生労働省では、平成 16 年 6 月に「水道ビジョン」を策定し、水道関係者が共通の目標をもち、互いに役割を分担しながら連携してその実現に取り組むために、我が国の水道の現状と将来見通しを分析・評価し、今後の水道に関する重点的な政策課題と、具体的な施策及び方策、工程等を示したところである。

今後、「水道ビジョン」が掲げる「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を基本理念とし、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」及び「国際」という5つの政策課題に関する目標を達成することにより、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、各水道事業者等が中心となって水道を改善・改革するための取組を進めていくことが必要不可欠である。

このため、<u>水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべ</u>き将来像を描き、その実現のための方策等を示すものとして「地域水道ビジョン」の作成を推

奨するものである。

2. 作成主体

各水道事業者等が自らの事業を対象として作成することを基本とする。(略)

- 3. 地域水道ビジョンの作成
- 3.1 記載事項 (略)
- 3.2 計画期間 (略)
- 3.3 事業の現状分析・評価 (略)
- 3.4 将来像の設定 (略)
- 3.5 目標の設定 (略)
- 3.6 実現方策 (略)
- 4. 検討会の設置 (略)
- 5. 策定のスケジュールとフォローアップ (略)
- 6. 既存の計画等との関係 (略)
- 〇 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き~中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保~」(平成 21 年 7 月厚生労働省健康局水道課)(抜粋)
 - 4-1 地域水道ビジョン等の計画作成における活用
 - ◆ <u>地域水道ビジョン等の計画作成に当たっては、マクロマネジメント(更新需要見通し及び</u> 財政収支見通しの検討)の実施を通じて把握された課題の解決方策を検討し、持続可能な水 道事業のための戦略・方策を検討する。
 - ◆ <u>マクロマネジメントの検討成果を、基本計画・実施計画に適宜反映させることにより、中</u> 長期の見通しに立脚した更新計画を策定し、事業として具体化する。

〈解説〉

- (1) 概要
 - ・ マクロマネジメントの成果である更新需要の見通しは、実際に事業として具体化されなけれ ばならない。
 - ・ マクロマネジメントの実践により得られる中長期の更新需要及び財政収支見通しの検討成果 を基に、自らの水道事業のあるべき「将来像」を可視化させ、その実現化方策を地域水道ビジョンに反映させることにより、マクロマネジメントの成果が地域水道ビジョン等に活かされ、 両者を有機的に結びつけることができる。
- (2) (略)
- (3) 実施方法
 - 1) マクロマネジメント成果の地域水道ビジョンへの反映
 - ① 更新に対する戦略・方針の検討
 - ・ 「地域水道ビジョン作成の手引き」では、現状の分析・評価において、「将来も変わらず安定した事業運営ができるか」の観点で、老朽化施設とその更新計画を評価することとしている。
 - また、目標設定の参考として、診断と評価に基づいた更新時期の検討を推奨している。
 - (略)
 - ・ 地域水道ビジョン等の計画作成に当たっては、マクロマネジメントの検討成果を踏ま え、次の点について具体的な検討を行い、その検討結果を地域水道ビジョン等に反映す ることが望ましい。
 - 更新需要見通し
 - ✔ 中長期水需要予測
 - ✓ 上記の予測に基づく、規模の適正化(更新需要の見直し)
 - ✔ 施設の再構築 (統廃合) を考慮した更新需要の見直し 等

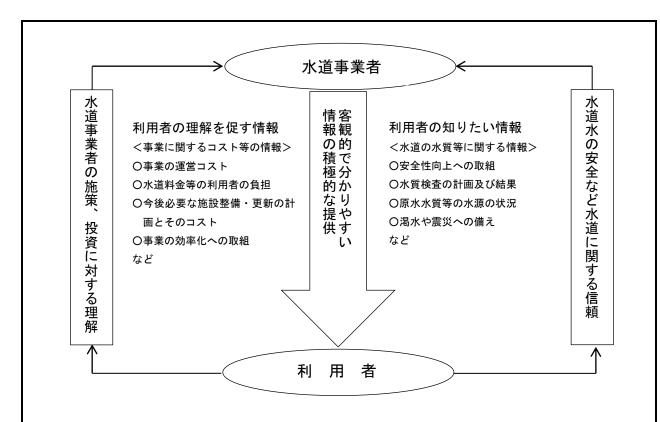
- 財政収支見通し
 - ✓ コスト縮減等の経営改善方策も含めた費用の推計(収支見通しの見直し)
 - ✓ 当面の施設整備方策を踏まえた収支見通し等
- ② サービス水準の向上方策
 - ・ 「水道ビジョン」では、水道施設の更新、再構築は、水の安定供給、災害対策、漏水 防止対策、経営の効率化に欠くべからざるものであり、さらには、効率の低い施設を抜 本的に見直し高効率かつ低コストの水道に再構築する絶好の機会ととらえることもで きるとしている。
 - ・ この点を踏まえ、地域水道ビジョン等の計画作成に当たっては、更新時期等をとらえ た施設の機能向上やサービス水準の向上方策についても具体的な検討を行い、その検討 成果を地域水道ビジョン等に反映することが望ましい。
- (注)下線は当省が付した。

表(3) - イー⑩ 情報提供に関する規程等

- 〇 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き〜中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保〜」(平成 21 年7月厚生労働省健康局水道課)(抜粋)
 - 4-2 情報提供における活用
 - ◆ マクロマネジメントの実践を通じて得られた検討成果を基礎情報として活用し、水道利用 者や議会等といったステークホルダー(利害関係者)に対して更新投資の必要性や更新投資 の効果について適切な情報提供・説明を実施する。
 - ◆ 情報提供に当たっては、水道事業ガイドラインによる業務指標(PI)を活用するなど、 更新事業によって期待される効果の定量化・客観化に努める。

〈解説〉

- (1) 概要
 - ・ 情報提供については、水道法第24条の2において、「水道事業者は、水道の需要者に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果その他水道 事業に関する情報を提供しなければならない」と規定されており、提供すべき情報の内容や提 供の頻度、方法等については水道法施行規則第17条の2に定められている。
 - ・ 本条は、水道事業者の責務として、水道の需要者(水道利用者)に対する情報の提供について定めたものであり、今後より一層の積極的な情報提供が求められる状況の中、需要者に対する情報提供を制度上位置づけ、水道の安全性やコスト等に関する情報提供を一層推進させるためのものである。
 - ・ 今後大規模な更新事業が控える中、水道事業者は、水道法の規定の趣旨を十分踏まえた上で、 水道利用者や議会といったステークホルダー(利害関係者)に対して更新投資の必要性を説明 し、施設の更新には相応の負担が必要であることについて、理解を得るための情報提供を適切 に行っていく必要がある。
- (2) 留意点
 - ・ 情報提供の対象者は、水道料金の負担者である水道利用者や水道利用者を含む住民の代表者 である議会など、いわゆるステークホルダー(利害関係者)である。
 - ・ 水道法施行規則第 17 条の2の規定によると、提供すべき情報は次の①②の2つに大別され (図 II-4-3)、耐震化を含む更新投資の必要性や効果等については下記の①②の両方が該当する。
 - ① 水道事業者の施策・投資に対する理解を得るための情報(利用者の理解を促す情報)
 - ② 水道水の安全等信頼を得るための情報(利用者の知りたい情報)
 - ・ <u>更新投資の必要性や効果等に関する情報提供に当たっては、事業の必要性、コストや実施効果等の情報を、マクロマネジメントの成果や業務指標(PI)等を活用して、分かりやすく説</u>明する必要がある。



図Ⅱ-4-3 情報提供の充実

〇 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) (抜粋)

(情報提供)

第 24 条の 2 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第 20 条第 1 項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

〇 水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号) (抜粋)

(情報提供)

- 第 17 条の 2 法第 24 条の 2 の規定による情報の提供は、第一号から第五号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に(第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第六号及び第七号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。
 - 一 水質検査計画及び法第 20 条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
 - 二 水道事業の実施体制に関する事項 (法第 24 条の 3 第 12 項の規定による委託の内容を含む。)
 - 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
 - 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
 - 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
 - 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
 - 七 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果
 - 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

〇 「地域水道ビジョンの作成について」(平成 17 年 10 月 17 日付け健水発第 1017001 号厚生労働 省健康局水道課長通知) (抜粋)

別添 地域水道ビジョン策定の手引き

- 5. 策定のスケジュールとフォローアップ
 - (2) 公表・送付

<u>地域水道ビジョンを策定した場合には公表し、広く周知を図るものとする。</u>また、厚生労働 省健康局水道課及び各都道府県水道行政担当部局に送付する。

(注) 下線は当省が付した。